

人事委員会年報

(令和元年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営	
1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	5
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	8
第2 任用関係業務	
1 職員の採用	9
(1) 職員採用試験等の実施状況	9
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	13
(3) 受験資格等	14
(4) 採用選考の状況	15
(5) 広報活動等	15
(6) 危機管理等	16
2 職員の昇任	17
第3 給与関係業務	
1 職員給与の実態	18
(1) 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	18
(2) 職員の平均給与月額	18
2 職種別民間給与実態調査	19
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	19
(2) 職員給与と民間給与との比較	19
3 職員の給与に関する報告及び勧告	21
(1) 職員の給与に関する報告	21
(2) 勧告（内容抜粋）	22
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告	23
4 職員の給与制度改定の動き	29
第4 審査関係業務	
1 公平審査	30
(1) 不利益処分に関する審査請求	30
(2) 勤務条件に関する措置の要求	30
2 職員からの苦情相談	31
3 職員団体等	32
(1) 職員団体の登録	32
(2) 管理職員等の範囲の指定	33
4 労働基準監督機関としての職権行使	38

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

令和元年度の人事委員会は25回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	31.4.5(金)	〔付議事項〕 1 職員団体の登録の取消しについて 2 管理職員等の範囲を定める規則の廃止について(受託分) 〔報告事項〕 1 平成30年度職員による苦情相談の概要について 2 平成31年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	31.4.24(水)	〔付議事項〕 1 広島県職員採用試験(林業・総合土木)の最終合格者の決定について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 裁決取消訴訟に係る指定代理人の変更について 〔報告事項〕 1 平成31(2019)年度第1回広島県警察官等採用試験の申込者数について 2 平成31年職種別民間給与実態調査について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要 4 平成31年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要
第3回	元.5.17(金)	〔付議事項〕 1 令和元年度一般職任期付職員採用試験実施計画について 2 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の試験区分及び採用予定人員等について 2 令和元年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)の試験区分及び採用予定人員等について 3 令和元年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験の採用予定人員等について
第4回	元.5.29(水)	〔協議事項〕 1 令和元年度人事委員会開催日程(案)について 〔報告事項〕 1 平成31(2019)年度第1回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 不利益処分に係る審査請求の準備手続について(平成30年(不)第1号県立学校教員戒告事案)
第5回	元.6.27(木)	〔付議事項〕 1 職員の採用選考について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 審査請求に係る人証の採否等について(県立学校教員戒告事案) 〔報告事項〕 1 平成31(2019)年度第1回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 2 令和元年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)・(第1回社会人経験者)・(警察少年育成官)の受験状況について 3 令和元年度一般職任期付職員採用試験の申込状況について 4 令和元年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の採用計画について 5 令和元年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の採用計画について 6 令和元年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について 7 令和元年度第2回広島県警察官採用試験の採用計画について 8 第127回全国人事委員会連合会総会の概要
第6回	元.7.9(火)	〔付議事項〕 1 委員長の選任について 2 委員の職務分担について 3 令和元年度一般職任期付職員採用試験の合格者の決定について 〔報告事項〕 1 職員の採用選考について 2 広島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者について 3 広島県職員(警察少年育成官)採用試験第1次試験合格者について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第7回	元 . 7 . 24 (水)	〔付議事項〕 1 平成31(2019)年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 令和元年度人事委員会開催日程(案)について 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)の第1次試験合格者について 2 職種別民間給与実態調査の実施状況について
第8回	元 . 8 . 16 (金)	〔付議事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について 2 令和元年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験の最終合格者の決定について 3 措置要求における求釈明について(知事部局職員通勤手当事案) 〔協議事項〕 1 人事委員会勧告に向けた検討課題(給与関係) 2 人事委員会勧告作業日程 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)第2次試験合格者について 2 全国人事委員会連合会役員会の概要 3 職員団体からの要請について
第9回	元 . 8 . 21 (水)	〔付議事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 令和元年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の試験区分及び採用予定人員等について
第10回	元 . 9 . 4 (水)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請(教員給与関係)について 2 職員団体との意見交換について
第11回	元 . 9 . 12 (木)	〔付議事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(工業〔電気, 意匠〕)の実施について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の申込者数について 2 令和元年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の申込者数について 3 令和元年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 4 職員団体との意見交換等について
第12回	元 . 9 . 19 (木)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体との意見交換等について
第13回	元 . 9 . 25 (水)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 人事委員会規則の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和元年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 職員団体との意見交換等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 14 回	元 . 1 0 . 2 (水)	〔協議事項〕 1 勤告日程等について(案) 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の申込者数について 2 令和元年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 3 令和元年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 4 職員団体との意見交換等について
第 15 回	元 . 1 0 . 2 3 (水)	〔付議事項〕 1 審査請求に係る審理の終了について(県立学校教員戒告事案) 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者について 2 令和元年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について 3 令和元年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 4 令和元年度広島県職員採用試験(工業(電気・意匠))の申込者数について
第 16 回	元 . 1 1 . 6 (水)	〔付議事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の最終合格者の決定について 2 令和元年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の第1次試験合格者について 2 令和元年度広島県職員採用試験(工業(電気)・(意匠))の第1次試験合格者について 3 令和元年各都道府県の給与勤告等の状況 4 裁決取消請求事件の判決について(不起立事案(小中学校))
第 17 回	元 . 1 1 . 1 9 (火)	〔付議事項〕 1 令和元年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 令和元年度広島県職員採用試験(工業(電気)・(意匠))の最終合格者の決定について 3 第63回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の設置について 〔協議事項〕 1 会計年度任用職員制度の導入等に向けた人事委員会規則・指令の整備について 2 令和元年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和元年度身体に障害のある人を対象とした職員採用選考試験の第1次試験合格者について
第 18 回	元 . 1 2 . 6 (金)	〔付議事項〕 1 令和元年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 2 令和元年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の最終合格者の決定について 3 職員(司書職〔メディアコーディネーター〕)の採用選考基準について 4 条例案に係る意見について 5 人事委員会規則・指令の一部改正について 6 措置要求に係る求釈明及び審査終結予定の通知について(知事部局職員通勤手当事案) 〔協議事項〕 1 審査請求の採決について(県立学校教員戒告事案)
第 19 回	元 . 1 2 . 1 9 (木)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について 2 審査請求の裁決について(県立学校教員戒告事案)
第 20 回	2 . 1 . 8 (水)	〔付議事項〕 1 広島県職員採用試験(林業・総合土木)の実施について 2 勤務条件に関する措置要求事案に係る審査の続行について(知事部局職員通勤手当事案) 〔報告事項〕 1 裁決取消請求控訴事件について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 21 回	2 . 2 . 7 (金)	〔付議事項〕 1 勤務条件に関する措置要求事案に係る審査の終了について（知事部局職員通勤手当事案） 〔協議事項〕 1 令和元年度人事委員会開催日程（案） 2 令和2年度採用試験制度の見直しについて 〔報告事項〕 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について 2 職員団体の春闘要求について
第 22 回	2 . 2 . 2 0 (木)	〔付議事項〕 1 平成31（2019）年度広島県職員採用試験実施計画について 2 障害のある人を対象とした試験に合格して採用される職について 3 条例案に係る意見について 4 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔報告事項〕 1 令和元年度広島県職員採用試験（林業・総合土木）の申込者数について
第 23 回	2 . 2 . 2 7 (木)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の昇任選考について 3 人事委員会指令の制定・一部改正について 4 第63回全人連公平審査事務研修会に係る研究テーマ（案）について 〔協議事項〕 1 勤務条件に関する措置要求事案の判定について（知事部局職員通勤手当事案） 〔報告事項〕 1 令和2年度第1回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について
第 24 回	2 . 3 . 1 3 (金)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 広島県職員採用試験（林業・総合土木）の最終合格者の決定について 3 職員の採用選考等について 4 県の課長相当職以上への昇任選考について 5 一般職の任期付職員の採用について（特定任期付職員・一般任期付職員） 6 人事委員会規則・指令の一部改正等について 7 勤務条件に関する措置要求事案の判定について（知事部局職員通勤手当事案） 〔報告事項〕 1 職員団体からの要請について
第 25 回	2 . 3 . 2 5 (水)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について 2 障害者活躍推進計画について 3 県の課長相当職以上への昇任選考に係る判定の取消し等について 4 人事委員会指令の一部改正について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 6 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 7 管理職員等の範囲を定める規則の廃止について（受託分） 8 裁決取消請求控訴事件への対応について（不起立事案（小中学校）） 〔協議事項〕 1 令和2年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和元年度事業所調査の結果について

付議事項 61件

協議事項 18件

報告事項 56件

合 計 135件

2 人事委員会規則の制定・改廃

令和元年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年月日	規 則 名	概 要
平 31. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等に伴う所要の改正
平 31. 4. 1 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等に伴う所要の改正
平 31. 4. 1 公布・施行	甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等に伴う所要の改正
平 31. 4.11 公布・施行	宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則 (受託分)	公平委員会事務の委託廃止に伴う規則の廃止
平 31. 4.25 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事院規則の一部改正に伴う所要の改正
平 31. 4.25 公布・施行	初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の一部改正に伴う所要の改正
令 元. 5.20 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	皇位の継承に伴う所要の改正
令 元. 7. 1 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則	工業標準化法の一部改正に伴う所要の改正
令 元. 9.30 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	国における失業者の退職手当支給規則の一部改正に伴う所要の改正
令 元.12.12公布 令 元.12.14施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正及び職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴う所要の改正
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の改正
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の改正
令 元. 12. 20 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	令和元年給与改定に伴う所要の改正
令 元. 12. 20 公布・施行	初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和元年給与改定に伴う所要の改正
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	臨時的任用職員等の制度の見直しに伴う所要の改正
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う規則の制定
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間,休日及び休暇に関する基準を定める規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う規則の制定
令 元.12.20公布 令 2. 4. 1 施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の改正
令 元.12.20公布 令 2. 1. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	家族看護等休暇の取得可能な要件の拡大に伴う所要の改正
令 2. 3. 5 公布 令 2. 3.24 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編による職の新設等に伴う所要の改正
令 2. 3.26 公布 令 2. 4. 1 施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先法人の追加に伴う所要の改正
令 2. 3.26 公布 令 2. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	経過措置が終了することに伴う所要の改正(扶養手当関係)

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
令 2. 3. 26 公布 令 2. 4. 1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	令和 2 年度組織改正に伴う所要の改正
令 2. 3. 26 公布 令 2. 4. 1 施行	職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	住居手当の基礎控除額の引上げ等に係る条例改正に伴う所要の改正
令 2. 3. 26 公布 令 2. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 2 年度組織改正に伴う所要の改正
令 2. 3. 30 公布 令 2. 4. 1 施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等に伴う所要の改正
令 2. 3. 30 公布 令 2. 4. 1 施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等に伴う所要の改正
令 2. 3. 30 公布 令 2. 4. 1 施行	山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等に伴う所要の改正
令 2. 3. 30 公 布 ・ 施 行	広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等に伴う所要の改正
令 2. 3. 30 公布 令 2. 4. 1 施行	甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則	公平委員会事務の委託廃止に伴う規則の廃止

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、令和元年度に意見を求められた条例案3件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
令和元年 12月6日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
令和2年 2月20日	県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成31年 4月	4. 5 第1回人事委員会 4.24 第2回人事委員会	4.10 全国人事委員会連合会役員会 4.19 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議	
令和元年 5月	5.17 第3回人事委員会 5.29 第4回人事委員会	5. 8 中国地方人事委員会協議会 委員全体会議	
6月	6.27 第5回人事委員会	6.24 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 9 第6回人事委員会 7.24 第7回人事委員会	7.11～12 公平審査事務研修会	7.18～8. 9 大卒程度2次試験
8月	8.16 第8回人事委員会 8.21 第9回人事委員会	8. 9 全国人事委員会連合会役員会	8. 7～8 大卒程度3次試験 (行政一般事務B) 8.27 口頭審理
9月	9. 4 第10回人事委員会 9.12 第11回人事委員会 9.19 第12回人事委員会 9.25 第13回人事委員会		
10月	10. 2 第14回人事委員会 10.23 第15回人事委員会		10. 2 人事委員会勧告
11月	11. 6 第16回人事委員会 11.19 第17回人事委員会		
12月	12. 6 第18回人事委員会 12.19 第19回人事委員会		
令和2年 1月	1. 8 第20回人事委員会		
2月	2. 7 第21回人事委員会 2.20 第22回人事委員会 2.27 第23回人事委員会	2. 4 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3.13 第24回人事委員会 3.25 第25回人事委員会		

この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

人事委員会 25回 人事委員会協議会関係 7回
口頭審理 1回

任 用 関 係 業 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

令和元年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 令和元年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	令和元年度				平成30年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率(%)		ポイント
競 争 試 験	大学卒業程度	882	658	219	3.0	984	724	192	3.8	102	10.4	66	9.1	27	14.1	0.8
	うち行政	352	270	126		377	289	95		25	6.6	19	6.6	31	32.6	
	第1回社会人	680	509	154	3.3	756	570	118	4.8	76	10.1	61	10.7	36	30.5	1.5
	うち行政	278	214	98		302	239	69		24	7.9	25	10.5	29	42.0	
	第2回社会人	304	225	36	6.3	298	211	18	11.7	6	2.0	14	6.6	18	100.0	5.5
	うち行政	97	73	11		65	42	1		3	49.2	31	73.8	10	1,000.0	
	第2回社会人	274	206	25	8.2	271	192	12	16.0	32	1.1	14	7.3	13	108.3	7.8
	うち行政	91	69	10		61	39	1		30	49.2	30	76.9	9	900.0	
	短大卒業程度	305	196	31	6.3	338	218	21	10.4	33	9.8	22	10.1	10	47.6	4.1
	うち行政	87	63	10		94	61	3		7	7.4	2	3.3	7	233.3	
	高校卒業程度	283	182	24	7.6	316	203	15	13.5	33	10.4	21	10.3	9	60.0	6.0
	うち行政	83	59	9		92	59	2		9	9.8	0	0.0	7	350.0	
	短大卒業程度	21	19	3	6.3	38	27	1	27.0	17	44.7	8	29.6	2	200.0	
	高校卒業程度	14	12	1		34	27	1		20	58.8	15	55.6	0	0.0	20.7
	うち行政	232	187	68	2.8	258	163	38	4.3	26	10.1	24	14.7	30	79.0	1.5
	うち行政	123	93	40		138	92	27		15	10.9	1	1.1	13	48.2	
	うち行政	212	169	54	3.1	248	155	32	4.8	36	14.5	14	9.0	22	68.8	1.7
	警察少年育成官	120	91	38		137	91	26		17	12.4	0	0.0	12	46.2	
	追加公募等	14	11	2	5.5	49	31	2	15.5	35	71.4	20	64.5	0	0.0	10.0
	追加分	12	9	2		24	17	1		12	50.0	8	47.1	1	100.0	
任期付職員	233	181	41	4.4					233	皆増	181	皆増	41	皆増	4.4	
うち行政	21	16	5						21		16		5			
小計	107	75	24	3.1	163	116	62	1.9	56	34.4	41	35.3	38	61.3	1.3	
うち行政	49	34	7		69	49	25		20	29.0	15	30.6	18	72.0		
うち行政	92	63	14	4.5	131	89	36	2.5	39	29.8	26	29.2	22	61.1	2.0	
うち行政	49	34	7		66	47	23		17	25.8	13	27.7	16	69.6		
小計	2,098	1,552	424	3.7	2,128	1,490	334	4.5	30	1.4	62	4.2	90	27.0	0.8	
うち行政	755	570	202		801	577	153		46	5.7	7	1.2	49	32.0		
うち行政	1,541	1,129	271	4.2	1,722	1,209	213	5.7	181	10.5	80	6.6	58	27.2	1.5	
うち行政	621	467	162		658	475	121		37	5.6	8	1.7	41	33.9		
第1回警察官(男性)	1,021	662	132	5.0	1,179	813	110	7.4	158	13.4	151	18.6	22	20.0	2.4	
第2回警察官(男性)	634	352	61	5.8	726	426	59	7.2	92	12.7	74	17.4	2	3.4	1.4	
第1回警察官(女性)	375	202	25	8.1	365	199	24	8.3	10	2.7	3	1.5	1	4.2	0.2	
第2回警察官(女性)	375	202	25		365	199	24		10	2.7	3	1.5	1	4.2		
第1回警察官(女性)	235	125	15	8.3	282	134	18	7.4	47	16.7	9	6.7	3	16.7	0.9	
第2回警察官(女性)	235	125	15		282	134	18		47	16.7	9	6.7	3	16.7		
競争試験計	4,363	2,893	657	4.4	4,680	3,062	545	5.6	317	6.8	169	5.5	112	20.6	1.2	
競争試験計	1,365	897	242		1,448	910	195		83	5.7	13	1.4	47	24.1		
選 考 試 験	身体に障害のある人を対象とした試験	13	9	6	1.5	14	12	4	3.0	1	7.1	3	25.0	2	50.0	1.5
	職業訓練指導員	14	14	4	3.5	9	9	3	3.0	5	55.6	5	55.6	1	33.3	0.5
	科捜研(心理)	9	8	1	8.0					9	皆増	8	皆増	1	皆増	8.0
	情報処理	2	1	1	1.0					2	皆増	1	皆増	1	皆増	1.0
	警察官(術科指導員)	2	2	2	1.0	4	4	4	1.0	2	50.0	2	50.0	2	50.0	0.0
	警察官(航空機操縦士)					3	3	1	3.0	3	皆減	3	皆減	1	皆減	3.0
選考試験計	40	34	14	2.4	30	28	12	2.3	10	33.3	6	21.4	2	16.7	0.1	
合計(競争試験+選考試験)	4,403	2,927	671	4.4	4,710	3,090	557	5.5	307	6.5	163	5.3	114	20.5	1.2	
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		33	33	1.0		39	39	1.0			6	15.4	6	15.4	0.0
	教育委員会(行政職)		14	14	1.0		10	10	1.0			4	40.0	4	40.0	0.0
	警察本部(警察官等)		44	44	1.0		56	56	1.0			12	21.4	12	21.4	0.0
	計		91	91	1.0		105	105	1.0			14	13.3	14	13.3	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数

第2表 主な令和元年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(令和2年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名額	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2(3)次試験										最終 合格率 (B/D)	採用者数 人
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験者数					最終合格者数(D)	最終合格率 (D/B)			
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		院	大	短	高	計					
大 政	一般事務A	78	474	19	331	2	352	74.3	15	214			229	65.1	229	5	108			113	32.1	3.1	75		
	一般事務B	24	174	4	133		137	73.4	3	100			103	79.1	103	2	66			68	28.6	3.5	23		
	小中学校事務	18	62	1	38	2	41	82.5	1	34			35	36.4	12	9			18	30.3	3.3	9			
	警察事務	5	40	1	29		33	78.6	1	15			7	36.4	7	7			7	15.2	6.6	5			
			26	1	19	1	21						8		8	5			5				5		
	小計	125	680	24	474	6	509	74.9	18	304	1	2	325	63.9	305	6	147			154	30.3	3.3	112		
			278	6	204	3	214		4	149			153		146	2	96			98				69	
	学 卒	心 理	6	13	8	3		11	84.6	6	1			7	63.6	7	5	1			6	54.5	1.8	5	
		衛生(衛生一般)	2	8	4	2		6		4	1			5		5	4	1			5			4	
		衛生(高学)	3	12	2	9		11	80.0	2	6			8	66.7	8	2				2	16.7	6.0	2	
			4	1	3		4		1	2			3		7	2				2			2		
農 業		7	29	8	13	1	22	75.9	7	11			18	81.8	18	4	4			8	36.4	2.8	7		
			12	5	5		10		5	4			9		9	4	1			5			5		
林 業		7	14	1	10		11	78.6	1	8			9	81.8	9	1	7			8	72.7	1.4	7		
			7	5	5		5		5	5			5		5	4				4			3		
畜産一般		3	3	2			2	83.3	5	5			5	100.0	5	3				3	60.0	1.7	3		
			3	2			2		2	2			2		2	2				2			2		
職 種 以 外	水 産	2	11	5	4		9	81.8	5	3			8	88.9	8	2	1			3	33.3	3.0	2		
			5	2	2		4		2	1			3		3	1				1			1		
	工業(化学)	2	15	3	8		11	73.3	1	7			8	72.7	8					4	36.4	2.8	3		
			3	2			2		2	2			2		2	2				2			2		
	工業(機械)	1	4		3		3	75.0	1	1			1	33.3	1	1				1	33.3	3.0	1		
			2	1			1		1	1			1		1					1			1		
	工業(電気)	3	14	2	8		10	71.4	2	6			8	80.0	8					1	10.0	10.0	1		
			2	1			1		1	1			1		1					1			1		
	工業(意匠)	1	9	4	3		5	55.6	1	1			1	20.0	1	1				1	20.0	5.0			
			4	3			3		1	1			1		1	1				1					
総合土木	21	42	5	24		29	69.0	5	22			27	93.1	27	3	20			23	79.3	1.3	15			
		6	5			5		5	5			5		5	5				5			4			
農 業	1	14	2	4	1	7	50.0	2	2			4	57.1	4	1	1			2	28.6	3.5	2			
		8	3			3		1	1			1		1					1			1			
小計	59	202	41	106	2	149	73.8	33	79			112	75.2	112	17	48			65	43.6	2.3	51			
		74	14	42		56		13	31			44		44	9	19			28				24		
計	184	882	85	580	8	5	658	74.6	51	383	1	2	437	66.4	417	23	195			219	33.3	3.0	163		
		352	20	246	3	1	270		17	180			197		190	11	115			126			93		
社 会 人 員 職 種	一般事務	24	274	24	146	22	14	206	75.2	16	72	4	4	96	46.6	49	6	17	1	1	25	12.1	8.2	20	
			91	4	38	18	9	69		1	20	2	3	26		17	1	7	1	1	10			9	
	林 業	3	13	4	2		2	8	61.5	3	2			5	62.5	5	2	1			3	37.5	2.7	3	
			3	2			2		2	2			2		2	1				1				1	
	総合土木	4	17	2	5	1	3	11	64.7	2	5	1	1	9	81.8	8	2	4	1	1	8	72.7	1.4	8	
			3	2			2		2				2		2										
	小計	31	304	30	153	23	19	225	74.0	21	79	5	5	110	48.9	62	10	22	2	2	36	16.0	6.3	31	
			97	4	40	18	11	73		1	22	2	3	28		19	1	8	1	1	11			10	
	一般事務	16	283	22	134	13	13	182	64.3	8	53	3	1	65	35.7	31	2	19	3		24	13.2	7.6	21	
			83	4	38	10	7	59		1	18	2		21		9	7	2			9			8	
総合土木	4	22	2	8		4	14	63.6	2	6			10	71.4	7	1	5		1	7	50.0	2.0	6		
		4	1	2		1	4		1	2			3		1	1			1				1		
小計	20	305	24	142	13	17	196	64.3	10	59	3	3	75	38.3	38	3	24	3	1	31	15.8	6.3	27		
		87	5	40	10	8	63		2	20	2		24		10	8	2		10				9		
短 大 卒 職 種 以 外	司 書	1	19		14	3		17	89.5		7	1		8	47.1	7				1	5.9	17.0	1		
			14		9	3		12			5	1		6		6				1			1		
	総合土木	2	2			2		2	100.0		2			2	100.0	2				2	100.0	1.0	2		
小計	3	21		14	5		19	90.5		7	3		10	52.6	9				3	15.8	6.3	3			
		14		9	3		12			5	1		6		6				1				1		
高 校 卒 職 種 以 外	一般事務	9	76		4	3	54	80.3		2	1	20	23	37.7	22		2	1	10	13	21.3	4.7	11		
			21		2	13	15			1	5	6		5		5			1	4	5		4		
	小中学校事務	17	88		2	2	66	79.5		2	1	46	49	70.0	46		1	1	34	38	51.4	1.9	29		
			64		1	1	47			1	1	33	35		34		1		28	29			23		
	警察事務	3	48				38	79.2				8	8	21.1	8				5	5	13.2	7.6	1		
			35				27					7	7		7				4	4			1		
	小計	29	212		6	5	158	79.7		4	2	74	80	47.3	76		3	2	49	54	32.0	3.1	41		
			120		1	3	87			1	2	45	48		46		2	36	38					27	
	林 業	3	5				5	100.0					4	80.0	4					4	4	80.0	1.3	4	
			1				1						1		1					1	1			1	
総合土木	4	15				13	86.7					11	11	84.6	11				10	10	76.9	1.3	9		
		2				1						1		1					1	1			1		
小計	7	20				18	90.0					15	15	83.3	15				14	14	77.8	1.3	13		
		3				2						2		2					2	2			2		
計	36	232		6	5	176	80.6		4	2	89	95	50.8	91		3	2	63	68	36.4	2.8	54			
		123		1	3	89			1	2	47	50		48		2	38	40					29		
身 体 に 障 害 の あ る 人 を 対 象 と し た 試 験	一般事務	10	13		4		5	9	69.2																

第3表 令和元年度広島県警察官採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第 1 次 試 験											第 2 次 試 験					第 3 次 試 験					最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人					
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験 者数	合格者数(D)				合格率 (D/B)	受験 者数	最終合格者数(E)				最終合格 率(E/B)				
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計			大	短	高	他			計	大				短	高	他	計
									大						短	高					他	計					大				
第 1 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	66	622	400			400	64.3	366				366	91.5	291	226				226	56.5	211	105				105	26.3	3.8	67	
	警 察 官 B (男性)	14	399	17	10	227	8	262	65.7	11	5	80	1	97	37.0	85	9	4	45	1	59	22.5	56	5	2	19	1	27	10.3	9.7	16
	警 察 官 A (女性)	12	227	132			132	58.1	125				125	94.7	66	50				50	37.9	44	20				20	15.2	6.6	14	
	警 察 官 B (女性)	4	148	2	5	63		70	47.3	1	1	20		22	31.4	16			11		11	15.7	11			5	5	5	7.1	14.0	3
	計	96	1,396	551	15	290	8	864	61.9	503	6	100	1	610	70.6	458	285	4	56	1	346	40.0	322	130	2	24	1	157	18.2	5.5	100
第 2 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	18	279	123			123	44.1	57				57	46.3	51	37				37	30.1	34	18				18	14.6	6.8	14	
	警 察 官 B (男性)	35	355	8	5	211	5	229	64.5	5	2	125	5	137	59.8	121	3	2	82	1	88	38.4	82		2	41		43	18.8	5.3	37
	警 察 官 A (女性)	6	79	34			34	43.0	20				20	58.8	17	12				12	35.3	12	6				6	17.6	5.7	6	
	警 察 官 B (女性)	7	156		8	82	1	91	58.3			32		32	35.2	30			18		18	19.8	18			9	9	9.9	10.1	9	
	計	66	869	165	13	293	6	477	54.9	82	2	157	5	246	51.6	219	52	2	100	1	155	32.5	146	24	2	50	0	76	15.9	6.3	66
警 察 官 総 計	162	2,265	716	28	583	14	1,341	59.2	585	8	257	6	856	63.8	677	337	6	156	2	501	37.4	468	154	4	74	1	233	17.4	5.8	166	
		610	168	11	145	1	327		146	1	52	0	199		129	62	0	29	0	91		85	26	0	14	0	40			32	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	81	89	71	105	119	122	118	133	144	184
	人 申込者数 (A)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)	984 (377)	882 (352)
	人 受験者数 (B)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)	783 (316)	724 (289)	658 (270)
	人 最終合格者数 (C)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)	170 (83)	192 (95)	219 (126)
	% 受験率 (B/A)	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4	68.4	73.6	74.6
	倍 競争倍率 (B/C)	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1	4.6	3.8	3.0
	人 採用者数 (D)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)	146 (69)	152 (70)	163 (93)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	42	46	34	57	65	75	69	80	89	125
	人 申込者数 (A)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)	839 (337)	756 (302)	680 (278)
	人 受験者数 (B)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)	584 (250)	570 (239)	509 (214)
	人 最終合格者数 (C)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)	107 (64)	118 (69)	154 (98)
	% 受験率 (B/A)	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0	69.6	75.4	74.9
	倍 競争倍率 (B/C)	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7	5.5	4.8	3.3
	人 採用者数 (D)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)	89 (52)	87 (46)	112 (69)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

令和元年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・申込書配布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官試験	3月1日(金)	3月1日(金) ～ 4月16日(火)	5月12日(日)	5月21日(火)	6月1日(土) ～ 6月2日(日)	6月11日(火)	7月10日(水) ～ 7月17日(水)	8月7日(水)	広島修道大学	広島県警察学校	広島 YMCA 国際文化センター
大学卒業程度試験 行政 (一般事務B)	5月14日(火)	5月14日(火) ～ 6月5日(水)	6月23日(日)	7月5日(金)	7月18日(木) ～ 8月9日(金) 7月18日(木) ～ 7月24日(水)	7月26日(金)	8月5日(月) ～ 8月9日(金)	8月19日(月)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島 YMCA 国際文化センター	広島 YMCA 国際文化センター
第1回 社会人経験者試験	5月14日(火)	5月14日(火) ～ 6月5日(水)	6月23日(日)	7月12日(金)	7月27日(土) ～ 7月28日(日)	8月2日(金)	8月18日(日)	8月23日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島 YMCA 国際文化センター	広島 YMCA 国際文化センター
第2回警察官試験	7月5日(金)	7月5日(金) ～ 9月3日(火)	9月22日(日)	9月30日(月)	10月5日(土) ～ 10月6日(日)	10月15日(火)	11月7日(木) ～ 11月13日(水)	11月21日(木)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島 YMCA 国際文化センター
短大卒業程度試験	7月5日(金)	7月5日(金) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月11日(金)	10月24日(木) ～ 10月30日(水)			11月11日(月)	広島 YMCA 国際文化センター	広島 YMCA 国際文化センター	
高校卒業程度試験	7月5日(金)	7月5日(金) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月11日(金)	10月24日(木) ～ 10月30日(水)			11月11日(月)	【広島会場】 広島 YMCA 国際文化センター 【福山会場】 広島県東部総務事務所	広島 YMCA 国際文化センター	
身体に障害のある人を対象とした試験	7月5日(金)	7月5日(金) ～ 9月27日(金)	10月27日(日)	11月7日(木)	11月25日(月) ～ 11月27日(水)			12月6日(金)	広島 YMCA 国際文化センター	広島 YMCA 国際文化センター	
第2回 社会人経験者試験	9月2日(月)	9月2日(月) ～ 9月26日(木)	10月20日(日)	11月1日(金)	11月16日(土) ～ 11月17日(日)	11月22日(金)	12月1日(日)	12月6日(金)	【広島会場】 広島国際会議場 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島 YMCA 国際文化センター	広島 YMCA 国際文化センター

(3) 受験資格等

令和元年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年 齢(生年月日)	性 別	学 歴	その他
大学卒業程度		平成2年4月2日から 平成10年4月1日までに生まれた者など			
	行政(一般事務B)	平成5年4月2日から 平成10年4月1日までに生まれた者など			
社会人経験者		昭和35年4月2日以降に生まれた者			
短大卒業程度		平成2年4月2日から 平成12年4月1日までに生まれた者			
	総合土木	平成10年4月2日から 平成12年4月1日までに生まれた者			
高校卒業程度		平成10年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者			
	総合土木	平成12年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者			
身体に障害のある人を 対象とした試験		平成元年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者			
第1回警察官		昭和62年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者
			女性	警察官A(女性)	
			男性	警察官B(男性)	上記以外の者
			女性	警察官B(女性)	
第2回警察官		昭和62年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者
			女性	警察官A(女性)	
			男性	警察官B(男性)	上記以外の者
			女性	警察官B(女性)	

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者(工業、司書を除く。) イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者
 申込日時点で、学歴区分に応じて定める職務経験年数を満たす者
 次の全てに該当する者
- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を令和2年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。
 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

令和元年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
9月29日(日)	職業訓練指導員	14人	4人

（警察本部）

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
6月23日(日)	行政職 科学捜査研究所・心理	8人	1人
6月23日(日)	行政職 情報処理	1人	1人
8月25日(日)	警察官 術科指導員	2人	2人

（選考試験の計）

受 験 者 数	合 格 者 数
25人	8人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	33人	33人
教育委員会	行政職	14人	14人
警察本部	警察官等	44人	44人
合 計		91人	91人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 説明会の開催等

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、例年3月に開催している「広島県職員採用ガイドンス」について、令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて開催を見送ったことから、受験希望者のニーズに対応するため、代替策として、知事メッセージの動画配信、試験制度・

両立支援制度の説明資料のホームページ掲載，インターネット上で受験希望者から受け付けた質問への回答のホームページ掲載を行った。

「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」については，令和2年2月28日に開催して，合計80名が参加し，それぞれの職種の職員との意見交換や職場見学を行った。なお，新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて，会場を当初予定していた東館601会議室に加えて広島YMCA国際文化センターの2会場とし，また，職種ごとに庁外に移動して行うこととしていた現場見学については実施を中止した。

エ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等の訪問や合同就職説明会等に出展して，試験制度や県行政についての説明等を行った。

オ 大都市圏での採用説明会を開催

県出身学生などを対象に，令和2年1月8～10日に東京，令和2年1月9～10日に大阪において，警察本部・教育委員会との共催で採用説明会を実施した。

また，首都圏で広島県へのUターンを検討している社会人などを対象に，令和2年2月14～15日に「C-Café in 東京」を開催した。両日で合計32名が参加し，採用試験制度の説明のほか，実際に東京からUターンして社会人経験者試験により採用された職員との懇談等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては，天候や公共交通機関の遅延等により，予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため，次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

台風接近などにより当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合には，危機管理監からの情報収集などを行った上で，状況に応じた対応方針，判断のメルクマール，判断の時期を整理して，不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより，予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に，受験者に試験実施についての情報を提供するため，人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる，情報提供ページを準備している。

ウ 試験実施時の対応

令和2年2月～3月に実施した採用試験（林業・総合土木）では，第1次試験（筆記試験）・第2次試験（面接試験）それぞれにおいて，マスク着用の推奨，手指消毒液の設置，座席間隔の確保など，感染防止対策の上で実施した。

2 職員の昇任

令和元年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2			2	4
部 長 相 当 職	16	3	1	2	22
課 長 相 当 職	48	9	1	7	65
担当監・参事相当職	107	24	11	20	162
主 査 相 当 職	68	11	30	31	140
合 計	241	47	43	62	393

(注) 警察本部については警察官を除く。

給 与 関 係 業 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成31年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、23,384人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の51.2%を占め、以下行政職24.6%、公安職22.0%、医療職1.2%、研究職1.1%の順となっている。

(平成31年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		23,384	41.5	19.7	80.8	6.1	13.1	0.0	60.3	39.7
行政職給料表		5,741	43.5	22.0	67.2	10.3	22.4	0.0	65.5	34.5
公安職給料表		5,143	38.1	17.6	62.1	3.8	34.1	0.0	90.1	9.9
教育職給料表(二)(口)		4,098	43.9	21.4	95.7	3.7	0.6	-	54.9	45.1
教育職給料表(三)(イ)		7,868	41.1	18.6	94.1	5.9	0.0	-	40.1	59.9
研究職給料表		263	43.5	20.8	99.6	-	0.4	-	77.9	22.1
医療職給料表(一)		42	39.7	16.2	100.0	-	-	-	81.0	19.0
医療職給料表(二)		155	41.9	17.7	92.9	7.1	-	-	35.5	64.5
医療職給料表(三)		74	42.0	19.8	95.9	4.1	-	-	2.7	97.3

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で1,796円(0.5%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)で14,693円(4.0%)減少している。

給料表	区分	平成31年(A)	平成30年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		390,934 円	392,730 円	99.5 %
行政職給料表		382,371	385,451	99.2
公安職給料表		364,416	361,433	100.8
教育職給料表(二)(口)		424,197	425,640	99.7
教育職給料表(三)(イ)		395,307	399,304	99.0
研究職給料表		405,051	404,172	100.2
医療職給料表(一)		822,430	820,296	100.3
医療職給料表(二)		365,412	361,105	101.2
医療職給料表(三)		349,598	364,291	96.0

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所(1,355事業所)から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
全 産 業	308	137	124	47
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	22	13	2	7
製 造 業	120	47	54	19
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	66	30	24	12
卸 売 業 , 小 売 業	26	13	10	3
金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業	13	10	3	0
教育,学習支援業,医療, 福祉,サービス業	61	24	31	6

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が43所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差(月例給)

職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の平成31年4月分の給与額を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均312円(0.08%)下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
388,989 円	388,677 円	312 円 (0.08%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,741人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,522人である。

イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成30年8月から令和元年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.50月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期（A1）		369,533 円
上半期（A2）			367,824 円	264,691 円
特別給の支給額	下半期（B1）		828,100 円	510,383 円
	上半期（B2）		832,549 円	526,297 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		2.24 月分	1.89 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.26 月分	1.99 月分
	年 間 計		4.50 月分	3.88 月分

（注）下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

（備考）職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.45月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和元年 10 月 2 日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告

ア 平成 31 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表

本年の職員給与が民間給与を 312 円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差、人事院の改定の考え方等を踏まえて、初任給を引き上げるとともに、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給等について、所要の改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.45 月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.50 月分)を下回っていることから、年間の支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.50 月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にし、勤勉手当に配分することとし、6 月分と 12 月分の勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分引き上げる必要がある。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

(ウ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 住居手当

住居手当について、国の見直し内容や職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の状況等を踏まえ、令和 2 年 4 月から、手当の支給対象となる家賃額の下限を 2,000 円引き上げるとともに、最高支給限度額を 1,000 円引き上げる必要がある。

(イ) 地域手当

本県の地域手当については、平成 27 年 4 月から現行の支給割合としたところであるが、本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県における支給割合の設定状況等を総合的に勘案し、地域手当の支給割合を第 13 表のとおり、それぞれ 1.3%引き下げる必要がある。(第 13 表 略)

なお、地域手当の支給割合を引き下げることにより、職員給与に影響が生じることから、民間給与水準との均衡及び本県職員給与の状況を踏まえ、地域手当の支給割合の引下げと同程度、給料表の水準を引き上げるなど、所要の措置を講じる必要がある。

(ウ) 高齢層職員の昇給制度の見直し

国や多くの都道府県において実施されている55歳を超える職員の昇給抑制措置については、本県職員の実態や国における定年引上げに伴う高齢層職員の給与水準等の在り方に係る検討などを踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

(エ) 公安職の初任給基準

公安職の初任給は、他の都道府県に比べ低い状況にあることから、本県の行政職その他の職種や他の都道府県との均衡を図るため、公安職の初任給基準について見直す必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げ並びに住居手当及び地域手当の見直しを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告(内容抜粋)

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 平成31年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号)の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。(別表1から別表5 略)

b 勤勉手当

(a) 特定幹部職員以外の職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(b) 特定幹部職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号)の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。(別表6 略)

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年広島県条例第1号)の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおりに改定すること。(別表7 略)

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。(別表8 略)

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

イ 給与制度をめぐる諸課題の内容

(ア) 住居手当

a 住居手当は、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

b 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と14,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(イ) 地域手当

a 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に引き下げること。

(a) 東京都特別区 100分の18.7

(b) 大阪府大阪市 100分の14.7

(c) 広島市及び安芸郡府中町 100分の6.2

(d) (c)の地域を除く広島県内の地域 100分の3.2

b aにより生じる職員給与への影響を考慮し、アによる改定後の給料表の給料月額について、地域手当を引き下げる割合と同程度引き上げる等の措置を講じること。

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、イについては、令和2年4月1日から実施すること。

(イ) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、語学・国際関係・理系学部の学生や民間経験の豊富な人材などを含め、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきたところである。

一方で、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲などを背景に、全国的に人材の確保を取り巻く情勢は厳しい状況となっており、本県の採用試験においても、この数年の間、受験者数は全体として減少傾向にある。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を幅広く掘り起こし、確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、事務系・技術系や社会人など受験者層ごとに求められている情報を

把握し、説明会や広報媒体を通じて分かりやすく発信するなどの効果的な広報活動を行うなど、積極的に取り組んでいく必要がある。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成 28 年 4 月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされた。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修等を通じた効果的な目標設定方法の周知、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための改善に努めているところである。

この制度を人事管理の基礎とし組織の総合力を高めていくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑かつ効果的に運用していく必要があることから、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(ウ) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを高めていくことが求められる。

そのために、職員の意欲的な能力開発に結び付く OJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させる Off-JT、他団体との人事交流等を通じ、採用から退職まで計画的な人材育成により個々の職員の能力を最大化するとともに、職員の多様な能力や個性が活かされる組織風土を形成していくことが重要である。

また、出産や育児、介護等のために一時的に職務から離れた職員に対して、休業中の研修受講機会の確保やキャリア形成支援に係る取組など、必要な支援がなされているところであり、引き続き、ライフイベントに配慮した人材育成を進めていくことが必要である。

(エ) 女性の活躍の推進

女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関して、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づいて取組を進めており、女性職員の各役職段階における割合の増加や職域の拡大など、一定の進展が見られるところであるが、知事部局、教育委員会等においては、今年度が現計画の最終年度である点も踏まえて、現計画の目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

なお、次期計画の策定に向けては、現計画に基づく取組の効果検証を行った上で、採用・育成・登用など人事管理面での取組に加えて、職場全体での意識改革や風土づくりを一層進めるなど、多面的に実効性のある取組を検討することが必要である。

(オ) 障害者雇用の推進

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要であり、公務においても、障害者を積極的に採用し、法定雇用率を達成するこ

とは各任命権者の責務である

近年の身体障害者を対象とした採用試験において受験者が減少傾向にある中で、継続的に法定雇用率を達成していくためには、身体障害以外の障害種別も含めて、任期や勤務時間など多様な任用形態を活用しながら、障害者を積極的に採用していくことが必要である。

各任命権者においては、採用後の配置の考え方、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方など、今後の障害者雇用のあり方について検討した上で、障害者が職場においてその能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要がある。

(カ) 会計年度任用職員制度への対応

特別職非常勤職員等の任用を厳格化するとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設することを内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年度から施行される。

各任命権者においては、これまでに、会計年度任用職員制度に係る条例を整備するなど、制度の導入に向けた準備を進めているところである。

令和2年4月に制度が適正かつ円滑に導入されるよう、必要となる規則の整備等について、適切に対応していくことが必要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

また、民間企業の働き方改革に関しては、本年4月から、労働時間法制の見直しなどを内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）が順次施行されているところであり、各制度の導入状況も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

(ア) 時間外勤務の縮減等

a 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまで、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められ、時間外勤務は全体として減少傾向にあったが、平成30年度については、7月豪雨の影響により、前年度より増加している。

本県においては、働き方改革関連法による労働基準法の改正や人事院規則の改正も踏まえ、本年4月から、時間外勤務の上限規制を導入し、時間外勤務の限度時間を原則として、月45時間、年360時間と設定したところである。

各任命権者においては、原則の限度時間を超えて時間外勤務を命じることができる例外規定の適用などの制度運用について、人事委員会規則等の趣旨を踏まえ、具体的な手続等を定めているところであり、これに沿った適切な運用を図る必要がある。

また、働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、事業者に労働時間の客観的な把握が義務づけられたことを踏まえ、知事部局及び教育委員会においては、本年4月

から、過重労働の防止等を目的として、パソコンのログを補助的に活用した勤務時間の確認が行われているところである。

管理監督者においては、職場の実態を正しく把握した上で、勤務時間の適正な管理を行い、職場の実情に即した業務改善等を積極的に進める必要があるとともに、各任命権者においては、長時間勤務の是正に向け、要因を踏まえた的確で実効性のある取組を推進していく必要がある。併せて、職員の心身両面の健康への配慮を行うことも重要である。

- b 特に、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、本人事委員会は、昨年の報告で、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めたところである。

昨年の報告後、本年1月に、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申がなされ、それを踏まえて、文部科学省において、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、教員の超過勤務の上限の目安を原則、月45時間、年360時間とすることなどを内容とした「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が取りまとめられた。また、部活動に関しては、昨年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところである。

本県教育委員会においても、「学校における働き方改革取組方針（平成30年7月）」に基づき、県内の公立学校（広島市立学校を除く。）における教員の勤務実態調査を実施し、本年5月、その結果を公表するとともに、6月には、「文化部活動の方針」を策定するなど、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教員の勤務実態や上記勤務時間の上限に関するガイドラインも踏まえた上で、多忙化解消に向け、より具体的で実効性のある勤務環境の改善策を組織全体で話し、引き続き、学校における働き方改革を進める必要がある。

- c さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、幹部職員のイクボス宣言やテレワークの利用促進など様々な取組を進めてきたところであり、現計画に掲げる目標を既に達成した項目もあるが、計画期間の満了が近づいている点も踏まえて、目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

なお、次期計画の策定に向けては、現計画に基づく取組の効果検証を行った上で、より実効性のある取組を検討することが必要である。

ウ 職員の健康管理等

(ア) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(イ) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、本年6月、民間のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を含む、女性活躍推進法等の一部改正がなされ、今後、労働政策審議会の審議を経て、事業主が講ずべき措置等に関する指針が示される予定であり、このような動向も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

(ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事官理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

雇用と年金の接続を図るため、各任命権者においては、退職者を再任用することで対応している。年金支給開始年齢の段階的な引上げなどに伴い、今後もフルタイム任用が拡充され、再任用職員が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

こうした中、昨年8月、人事院は国家公務員の定年の段階的な引上げについて意見の申出を行い、現在、政府において制度設計等が進められている。

定年を引き上げる場合には、職員の給与体系や人事管理のあり方などについても影響を及ぼすことが考えられるため、国等の動向を注視の上、制度の円滑な導入に向けて、所要の準備を進めていく必要がある。

オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず、任意団体会費の横領事案等が発生したほか、証拠品の盗難事案に係る懲戒処分も行われており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、職員の服務規律の確保等に係る通知や再発防止に向けた研修など、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 平成31年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事業委員会が令和元年10月2日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（以下「勧告」という。）」のとおり改正された。（平成31年4月1日適用）

イ 勤勉手当

勧告のとおり改正された。（平成31年4月1日適用）

(2) 住居手当

勧告のとおり改正されるとともに、手当額が1,000円を超える減額となる職員について1年間の経過措置を設けることとされた。（令和2年4月1日適用）

(3) 地域手当

勧告に基づき次のとおり改正された。（令和2年4月1日適用）

- ・ 地域手当の支給割合を勧告のとおり1.3%引下げ
- ・ 給料月額を1.3%引き上げるなど、勧告の趣旨を踏まえた所要の措置

(4) 公安職の初任給基準

給与報告に基づき、公安職の初任給基準の引上げが行われた。（令和2年4月1日適用）

(5) 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

臨時的任用職員に対して常勤職員と同様の給与が支給されるよう、所要の改正が行われた。（令和2年4月1日適用）

(6) 会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則等の関係規定の整備が行われた。（令和2年4月1日適用）

審 查 関 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

平成30年（不）第1号事案（県立学校教員戒告事案）	
1	当事者 審査請求人 県立学校教員 処 分 者 広島県教育委員会
2	処分の内容
(1)	処分年月日 平成30年6月8日
(2)	処分内容 戒告
(3)	処分事由 顧問を務める部活動の2名の女子生徒に対して不適切な身体接触等を行い、うち1名が数日間登校できない状況となり、医師の診察を受けるに至った。また、この一連の行為に関して、管理職から当該女子生徒や保護者等と接触しないよう指示されていたにもかかわらず、無断で接触を繰り返し、自己の一方的な主張を流布するなどして不快感や不信感を与えた。
3	不服の理由の要旨
(1)	不適切な身体接触の認定内容は事実とは異なり、またその認定過程に合理性はない。
(2)	身体接触問題に関連し、女子生徒や保護者等に対する無断接触及び一方的な主張の流布を行った事実は全て存在しない。また、処分の過程で、どの行為が処分対象であるかを具体的に教示されなかったことは、適正手続の原則に反する。
4	審査の経過
	平成30年9月7日 審査請求
	平成30年9月13日 受理
	令和元年8月27日 口頭審理
	令和元年10月23日 審理終了
	令和元年12月19日 裁決（棄却）
5	審査の方法 非公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成29年（措）第1号事案（知事部局職員通勤手当等事案）	
1	当事者 要求者 知事部局職員 当 局 広島県知事
2	措置要求内容の要旨
(1)	通勤手当に関して、有料道路の利用要件（月3/4、1/2以上の利用）の撤廃等を行うこと。
(2)	早朝勤務について、時間外勤務手当を支払うこと。
3	審査の経過
	平成30年3月12日 措置要求
	平成30年3月28日 受理
	令和2年2月7日 審査終了
	令和2年3月13日 判定（一部却下、一部棄却）

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

令和元年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(令和元年度)

申出人の任命権者	件数
知事	1件
教育委員会	1件
警察本部長	1件
受託分	1件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例(昭和41年広島県条例第24号)に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況(県分)

(令和2年3月31日現在)

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日(令和元年度)
自治労広島県職員労働組合	法人	昭41.10.3	平31.4.11 (役員)
広島県教職員組合	法人	昭41.10.3	平31.4.11 (役員)
広島県高等学校教職員組合	法人	昭41.10.3	令2.3.11 (役員)
全広島教職員組合	法人	平1.12.28	なし

職員団体の登録状況(受託分)

(令和2年3月31日現在)

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日(令和元年度)
府中町職員労働組合	非法人	昭42.4.6	令元.12.3 (役員)
大崎上島町職員労働組合	法人	平16.2.13	令元.12.5 (役員)
神石高原町職員労働組合	法人	平17.2.15	令元.11.19 (規約・役員)
世羅町職員労働組合	法人	平18.4.7	令元.12.5 (役員)
熊野町職員労働組合	非法人	平24.12.10	なし

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

令和 2 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 情報戦略総括監 課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 子供未来戦略担当課長 地域支え合い担当課長 ため池・農地防災担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事(秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 業務プロセス改革課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当)
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事(会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの) 主幹・主査(会計総務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 乳幼児教育・教育支援部長 課長(室長を含む。) センター長 個別最適な学び担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 学びの变革推進監 県立学校改革推進監 課長代理 副センター長 主幹 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査(管理部経営企画担当, 総務課(総務係(人事又は服務を担当するものに限る。), 法務係及び秘書係に限る。), 教職員課(企画調整係を除く。), 学校経営支援課(教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当), 学びの变革推進課(人事を担当するものに限る。)) 管理主事 総務係(人事又は服務を担当するものに限る。), 法務係, 秘書係, 教職員課(企画調整係を除く。), 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・事業調整員・主任(任用, 給与勧告, 公平審査等の事務担当)
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事(合同総務課)
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事(合同総務課)
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 管 理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 議会事務局の「課長代理」とは、総務課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」とは、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改革課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」とは、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

（町）

令和2年3月31日現在

郡	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者部局	教育委員会事務局	保育所等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長	部長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐（総務課） 人事研修係長 給与厚生係長	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H31.4.1
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐（総務課） 庶務係長（総務課） 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29.5.1
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 課長補佐（総務課）	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			熊野団地防災センター長 老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 くまの・こども夢プラザ館長 公民館長 図書館長 くまの・みらい交流館長	校長 教頭 事務長	H30.4.1
	坂町	事務局長	技監 部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	H29.4.1
山県郡	安芸太田町	事務局長	課長 室長 主幹・課長補佐（総務課人事及び財政担当） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター事務局長・課長 福祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	H29.5.1
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐（総務課） 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長 次長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長 保育園 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H27.4.30
豊田郡	大崎上島町	事務局長	課長 課長補佐（総務企画課） 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H28.4.28
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐（総務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H27.4.30
神石郡	神石高原町	事務局長	課長 課長補佐（総務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H27.4.30

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長 事務局長補佐	H31.4.1
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19.7.6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21.5.28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21.4.30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長	R 2.3.30
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21.5.28
その他	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22.4.30

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長(会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20.6.5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（令和2年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人委會
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校(広島高等技術専門学校を除く) 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 三次高等学校・三次中学校 広島高等学校・広島中学校 広島叡智学園高等学校・広島叡智学園中学校 高等学校(三次高等学校, 広島高等学校及び広島叡智学園高等学校を除く) 特別支援学校(寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人委會
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所(支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準監督署
15号	焼却, 清掃又はと畜場の事業		労働基準監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所(支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所(分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター(一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所(事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所(支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局(教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所(支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人委會

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(令和元年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19件	105件	1件	125件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	1	3	4
衛生管理者選任報告	6	35	20	61
産業医選任報告	0	3	2	5
ボイラー性能検査	3	2	0	5
第一種圧力容器性能検査	8	5	0	13
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	0	2	0	2
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	0	0
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	2	1	0	3
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0